

8 法人の事業税

(1) 事業税額等に関する調

区分			現 事 業 年									
			確 定 額						左の確定額に対応する前年度分の中間申告額			
			事業年度数		所得(収入)金額	税 額		確定申告及び決定のない中間申告額		事業年度数	税 額	
			確定申告のあったもの	左のうち決定したもの		確定申告のあったもの	左のうち決定したもの	事業年度数	税 額			
所得課税分 (外形対象法人分を除く)	普通法人	分割法人	本県本店分	1,372	-	21,465,123	1,190,655	-	3	197	380	371,521
			他県本店分	6,240	2	64,344,268	3,677,929	19	4	801	1,996	1,031,367
			県内法人	32,067	41	65,493,884	3,056,942	31	8	654	2,540	988,566
			計 A	39,679	43	151,303,275	7,925,526	50	15	1,652	4,916	2,391,454
		特別法人 B	1,358	2	14,397,936	552,240	4	-	-	-	-	-
		公益法人等 C	792	-	1,863,905	89,434	-	-	-	-	-	-
		人格なき社団等 D	187	-	94,866	2,753	-	-	-	-	-	-
		清算法人 E	1,515	8	838,717	42,420	-	2	77	64	20,651	
		特定信託 F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		特定信託 G	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	所得課税分計(A+B+C+D+E+F+G) H	43,531	53	168,498,699	8,612,373	54	17	1,729	4,980	2,412,105		
	収入金額課税分 I	83	-	540,667,834	4,136,013	-	-	-	71	1,793,827		
	外形対象法人分 J	4,289	-		20,521,495	-	3	265	3,313	8,491,747		
	合計(H+I+J)	47,903	53		33,269,881	54	20	1,994	8,364	12,697,679		

(注)

- この調は、当年度において確定したものについて作成した。
現事業年度分及び過事業年度分の区分は、次による(以下、法人の事業税関係において同じ。)
(イ) 現事業年度分
平成23年2月1日から平成24年1月31日までの間に終了する事業年度分。なお、同日後に終了する事業年度分で平成24年3月31日までに申告書の提出があり、当年度において調定したものについては、当該事業年度分を含む。
(ロ) 過事業年度分
(イ)の現事業年度分以前の事業年度分。
- 現事業年度分の 及び「所得(収入)金額」は、当年度において確定した税額(確定申告、修正申告、更正又は決定後の最終税額をいい、減免があった場合には減免後の税額をいう。)又はこれに対応する所得(収入)金額を記載した。
- 「事業年度数」は、1年、6か月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれの事業年度ごとに1件として計上したが、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件とした。
なお、欠損法人等納付すべき税額がないものについても計上した。

事務所別内訳

区分			大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩釜	北部	
所得課税分	普通法人	分割法人	本県本店分	51,544	114,864	483,391	446,060	6,560	67,364
			他県本店分	79,048	384,922	2,289,850	1,021,481	70,513	145,719
			県内法人	186,978	359,174	882,049	865,445	286,808	213,879
			計	317,570	858,960	3,655,290	2,332,986	363,881	426,962
		特別法人	4,480	19,314	69,566	421,346	4,825	14,712	
		公益法人等	1,024	5,752	38,148	40,544	3,592	806	
		人格なき社団等	165	230	1,007	338	101	450	
		清算法人	30	2,373	7,107	16,287	229	160	
		特定信託	-	-	-	-	-	-	
		法人課税信託	-	-	-	-	-	-	
	収入金額課税分	962	233	1,090,129	3,087,842	6,126	3,829		
	外形対象法人分	749,455	1,354,888	11,711,140	6,540,887	431,271	580,719		
	合計	1,073,686	2,241,750	16,572,387	12,440,230	810,025	1,027,638		

(単位:件,千円)

度 分						過事業年度分			調定額合計 +	当年度に発生した歳出還付額
確定申告が翌年度になる 中間申告額		確定申告期限が翌年度 になる見込納付額		中間納付額の 歳出還付額		調定額	所得(収入)	調定額		
事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	前年度に収入したのもの	当年度に収入したのもの (+ +)	(+ +)	金 額			
297	318,691	1	675	76,500	-	1,215,197	356,738	24,168	1,239,365	
2,015	1,197,802	13	10,246	132,320	-	3,987,731	1,426,177	92,488	4,080,219	
2,263	762,939	4	779	433,623	-	3,266,371	1,339,673	66,655	3,333,026	
4,575	2,279,432	18	11,700	642,443	-	8,469,299	3,122,588	183,311	8,652,610	
19	1,198	1	600	1,279		555,317	149,575	4,360	559,677	
-	-	-	-	-		89,434	57,104	2,271	91,705	
-	-	-	-	-		2,753	4,133	139	2,892	
5	742	-	-	6,639		29,227	5,359	299	29,526	
-	-	-	-	-		-	-	-	-	
-	-	-	-	-		-	-	-	-	
4,599	2,281,372	19	12,300	650,361	-	9,146,030	3,338,759	190,380	9,336,410	
70	1,828,859	-	-	15,806	-	4,186,851	1,516,871	11,619	4,198,470	
3,387	8,811,963	25	201,157	572,300	-	21,615,433		439,705	22,055,138	
8,056	12,922,194	44	213,457	1,238,467	-	34,948,314		641,704	35,590,018	338,786

4 「確定申告が翌年度になる見込納付額」は、会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため、法第72条の25第3項の規定によりその納期限が延長された法人が、見込納付を行った場合の額を記載した。

5 「中間納付額の歳出還付額」は、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。

6 「過事業年度分」の「所得(収入)金額」は、修正申告又は更正によるものは調定額に対応する金額を記載したが、前年度中に中間申告し、同年度中に確定申告すべき場合において、当年度に期限後申告された等で当年度調定となったものは、確定事業税額から中間納付額を控除した金額を記載した。

7 「当年度に発生した歳出還付額」は、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載したが、 の金額は含めていない。

8 「清算法人」の予納分は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(単位:千円)

栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
16,650	35,978	12,483	4,471	1,239,365
17,484	33,434	24,159	13,609	4,080,219
88,362	300,362	95,295	54,674	3,333,026
122,496	369,774	131,937	72,754	8,652,610
3,599	17,899	1,878	2,058	559,677
627	525	387	300	91,705
116	333	95	57	2,892
-	233	2	3,105	29,526
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	9,349	-	-	4,198,470
124,425	358,693	175,879	27,781	22,055,138
251,263	756,806	310,178	106,055	35,590,018